

起因物、事故の型：その他の木材加工用機械 - 切れ・こすれの死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	業種小コード	労働者規模
1	13~14	本社工場内にて薄板を重ねて耳を切りそろえる作業中、誤って右手が刃にふれてしまい、右手、示指と中指を受傷した。	62	10409	30~49
1	13~14	被災者を含め、7名で背負式枝打機を使用して18年生ヒノキの枝打（2~4m）作業を行っていた。被災者はハシゴに登り、枝打機を使用して上部の枝から枝打ちを行っていたが、他の枝に引っかかり落ちずに残っていた枝が、その下で作業していた被災者の右手に持っていたカッターの手元に落ちてきたはずみで、カッターの回転刃が左手に接触し負傷した。	61	60209	10~29
1	17~18	自社の土場で改修工事の現場から持ち帰った葦の束（径40cmくらい）をツוגリップ式草刈機を用いて短く切断していた時（処理場で廃棄するため）、エンジンを高速にしていたため、はずみで刃先が左足の方へ回転してきて当たった。	55	30107	1~9
2	16~17	集成工場内の4面モルダーで材料の切削作業中、機械の定盤の上に付いた物を取ろうとした際に、回転している刃物に左手前腕が接触した為巻き込まれてしまった。	57	10401	30~49
3	11~12	小屋の解体作業中にサンダーで手を切った。	39	40301	10~29
		工場内で、廃材をオガ屑製造機に入れオガ屑を作る作業中、廃材が食い込み機械が動かなくなったため、押さえをチェーンブロックでつり上げ廃材			1~

3	14~15	を取り除いた後に、少しの材が残っているのに気づき送りローラーで押し出そうとローラーのスイッチを入れようとしたところ、鋸のスイッチを押して作動させてしまったため、右手指と甲が鋸に触れ負傷した。	65	10401	9
4	15~16	自社所有のアパート内装工事にて、工具点検準備中に誤ってサンダーを作動させてしまい、左手首が接触し負傷した。	46	30202	10 ~ 29
4	15~16	工場内で、くぎ打ち機を使って木材加工品のパレットを作成していたところ、誤ってくぎ（長さ45ミリ）が、右手人差し指に貫通した。	74	10409	1~ 9
4	16~17	新築現場にて、丸ノコを使って下地材を右手でおさえ左手で切っていたとき、誤って親指先を切断した。	62	30202	10 ~ 29
4	10~11	高速カッターで木材を切断する際、切断した木材を取る時にカッターの刃の下から取り出そうとしたので持ち上げた時、手の甲がカッターの刃に当たり負傷した。	53	11109	10 ~ 29
6	14~15	木枠梱包作業時、材木を押さえ、釘打ち機で釘を打ったところ、釘が曲がり左手に刺さった。	67	11403	10 ~ 29
6	11~12	ベニアレーズ（原木を大根のカツラ剥きの様に薄く切削する機械）のナイフ（刃渡り約220cm、重さ約60kg）を交換する為、移動台車にナイフを載せて反転させた時に、台車の溝に上手く入らず、治具を使用して直す際に足を滑らせ、左手がナイフカバーに接触し、カバーが外れて刃先に左腕（手首下）が当たり切れた。	38	10402	100 ~ 299
6	11~12	傾斜板にて木を切断中、木が滑って、指が刃物に触り、左手中指・薬指の先と表面を切った。	67	10501	10 ~ 29
6	13~14	住宅の土台引き工事中に、釘打機トリガーを引いたまま左膝上部に当ててしまい、発射してしまった。	47	30202	1~ 9

6	9~ 10	木造住宅1階のトイレ（幅約80cm、長さ125cm）にて、便器撤去後の床板を貼り替えるため、電動丸鋸にて開口しようとして床面に当てた際に、強い反動を受け、直近の右足親指より第3指まで裂傷を受けたものである。	63	30202	1~ 9
6	20~ 21	当社工場内の作業場で、面取り機による木箱（直方体30cm×11cm×8cm）の面取り作業中に、木箱を押さえていた左手が誤って滑り、機械の刃に接触して、左手第三指、第四指の指先部分の皮膚を損傷した。	58	10602	30 ~ 49
7	10~11	幅約4m~5m、水深約30cmの川沿いで、樹高約4m・根元径（切口）8cm~10cmの雑木（柳）を伐採したところ、木が根元からしなっており、伐った拍子にチェーンソーのバーに木が乗り木の重さとしなっている反動で、根元付近についていた左足に向かってチェーンソーが押し戻され、チェーンが回っている状態で左足の甲から足首付近に接触してしまった。	63	30107	10 ~ 29
7	11~12	第2期4号棟で2階建ての方の際床部分の梁の針止めをしている時、雨で滑ってしまい誤って左足を針打ち機で打ってしまい負傷してしまった。	25	30202	1~ 9
7	16~17	工場作業場で研磨作業中ディスクグラインダーが研磨中の木のすき間に入り込み回転の勢いでディスクグラインダーが制御不能になり手首を切る。	49	10409	1~ 9
7	11~12	構内にて、ヘッジトリマー（ブレード長600mm）を使用して、低木（サツキ）の刈り込み作業中、低木の上端をヘッジトリマーを横に向けて刈り込みをした後、低木の側面を刈り込みするために、ヘッジトリマーを縦向けに持ち替えようとした際、左手で前方グリップを掴もうとしたが、誤って左手薬指がヘッジトリマーの刃に接触し、薬指の先端を切断・負傷した。	75	60101	30 ~ 49
7	9~10	山林で、下刈作業中に刈払機で左前方向を刈っている時にキックバックを起こし右足側に刃が飛び第一趾、第二趾第三趾を切傷した。	19	60201	10 ~ 29
7	11~12	工事現場にて作業中、エアードリル機を取る際、ホースが引っかかり、エアガンが手元から離れ、再度キャッチする時に誤ってヒザに釘を打ってしまった。	62	30201	1~ 9

7	11~ 12	工場内において、木工用の裁断機（マルチトリミングソー）から自動的に裁断され出てくる板（約35cm×30cm）を台から取りのぞく作業中、裁断された板の切れ端やゴミを振り払おうとし、裁断機の刃のそばまで手を入れてしまい、右手人差し指と中指を負傷した。通常はビニールカーテン手前での作業であるが、当日はカーテンを越えて振り払った。	37	10501	10 ~ 29
7	10~ 11	自社工場において、住宅収納用棚板（木製、25t×398W×400D）の加工を、切断機にて毛引2段カット作業で400×398mmに仕上げている段階で、初面カット工程から仕上げカット工程に移る時点で、材料を押さえていた左手指に刃物が上昇して来て、甲側の小指と薬指に接触し切創した。	24	10501	10 ~ 29
7	9~ 10	下刈り（草刈）をしていたとき、急斜面で足が滑った際に、刈払機の回転刃が枯れ木に接触し、キックバックにより回転刃で自分の左足を切った。	48	60201	1~ 9
7	14~ 15	電動バリカンで樹木を切っていたとき、誤って右膝に電動バリカンの刃が当たり負傷した。	34	60101	1~ 9
7	11~ 12	集積土場にて、架線により集材されたスギ材をチェーンソーで切断作業中、切断した材（直径18cm、長さ約2m）が手前に転がり、その材が被災者が持っていたチェーンソーに当たり、その反動でチェーンソーの刃が右足膝付近に接触して負傷した。	76	60201	1~ 9
9	9~ 10	当社工場内で、木枠を自動くぎ打ち機で45ミリの釘を打ち付ける作業中、途中、機械の整備のため油を注入し、その後作業を開始し、釘打ちした瞬間に手が滑り右足の膝より上の部分に当て釘を打ってしまい、負傷した。	65	10409	10 ~ 29
9	11~ 12	建設の竹林伐採現場で、竹を刈り払い機で刈り払ったところ、キックバックして左足の足首に当たり切創した。	52	30309	30 ~ 49
9	11~ 12	作業場で倉庫内事務所新設工事の木材の加工の為、電気のこぎりを使用中に手をすべらせて、左手薬指の先を負傷した。	64	30202	1~ 9
9	15~ 16	お茶畑でスソ刈りをしている時、スソ刈り機（バリカンのようなもの）でスソに出ているカズラを取りながら作業をしていたため、バリカンの近く	69	10109	1~ 9

		のカズラを取ろうとした時に、誤って右人指し指先を負傷した。			
10	17～ 18	製材工場で、横切機でフローリング原板のカット作業中、チップソーが戻るの確認しないまま原板を横切台から下ろそうとして、誤って左手をチップソーに触れ左手人差指を負傷する。	53	10401	10 ～ 29
10	17～ 18	当社敷地内で、草刈作業を行う際、草刈機を砂利の上に置いて、保護メガネをしていない状態でエンジンを掛けたら、回ったノコ歯が砂利に当たり、ノコ歯先端が3mm角程欠けて、それが右目眼球に刺さった。当初は痛みもさほどではなかったため、砂利が目当たった程度と thought いたが、後日、目が痛み出して来た。	40	30106	10 ～ 29
10	16～ 17	当店作業場にて電動ノコギリで竹材のカットを行っている最中、竹を押さえていた手を滑らせ、まわっているノコギリに指が触れた。	27	10409	1～ 9
10	16～ 17	工場内にてパネルソーで木製パネルを加工している際、鋸が回転移動中に横から残材を取り除こうとして指が刃物に接触、左手の指に裂傷を負った。	57	10501	10 ～ 29
10	13～ 14	木造新築工事現場で外部パネル貼り（ノボパン）を貼っている時に、エア釘打機にてN50の釘をパネルに打っていた。その最中にエア釘打機が弾んで、連射で打っていたため、レバーを握ったままにしており、釘打機が左の小指に当たり小指の先端から薬指の第2関節へ左斜めに突き刺さった。	41	30209	10 ～ 29
11	10～ 11	11階床の上で、6尺の脚立の3段目に上がり、柱に梁底を乗せて、エア釘打ち機で止める時に、左手でラジエットを持ってベニヤの面を合わせて、右手でガンを持って、釘を止める時に、柱の枠に右肘が当たり、その反動で滑り、左手首にガンが当たり、引き金を引いた。	45	30201	1～ 9
11	15～ 16	作業所内で午後から通常させていない作業で被災者が型枠をサンダーで切断している時、サンダーがはね返り、刃（ノコギリ刃）が被災者の左足膝上・太腿部あたりに接触し受傷した。	29	30209	10 ～ 29
12	10～11	進入路の植え込みの剪定をしている際、邪魔な枝等を左手で避けながら剪定の電動トリマーでの作業を同時に行っていたところ、左手に電動トリ	53	140301	30 ～

		マーが接触してしまい、左手中指を裂傷した。			49
12	14~15	自社作業場で、廃材として回収した樹木（長さ30cmに切断したもの）を油圧式薪割り機（高さ50cm位）を使って割る作業をしていたとき、樹木（薪）が転がらないように手で押さえていたが、薪が動いた拍子に右手が滑り、薪を割るための突起物に挟まり、右手中指末節部の軟部を欠損した。	29	150102	10 ~ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_08.html